

序 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

【自殺者数の推移】

我が国の年間自殺者数は平成10年に一挙に前年から8,000人あまり増加して3万人を超え、平成15年は34,427人に達しました。

同様に本県の年間自殺者数も平成10年に大きく増加し379人となり、平成15年には449人となりました。

【国の動向】

このような我が国における自殺者の急激な増加に対し、平成18年10月、国は「自殺対策基本法」を制定しました。基本法においては、自殺は個人的な問題ではなく、その背景に失業、多重債務、長時間労働、老々介護、健康問題、教育など様々な社会的要因があることから、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策と併せて総合的に自殺対策に取り組む必要があるとされました。

また、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が策定され、具体的な数値目標と併せて、地域の実情に応じた施策設定の必要性と、様々な分野の関係機関、団体によって構成される自殺対策連絡協議会等を活用した自殺対策の計画づくり等の方針が示されました。

さらに、平成24年8月には大綱の全面的な見直しにより、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが明示され、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の必要性等が掲げられました。

【本県の動向】

本県においても、平成19年1月に「長崎県自殺対策連絡協議会」を設置し、そこでの協議検討を経て、関係機関が協力して自殺対策を推進するための5年間の総合的な計画を策定することとしました。その後、民間を含む関係機関・団体の5年間のアクションプランを整理・集約した「長崎県自殺総合対策5カ年計画」を平成19年度に、第2期計画を平成24年度に策定し、関係機関・団体が連携・協力した総合的な自殺対策の取組を推進してきました。

これら官民を挙げた自殺対策の進展により、我が国の年間自殺者数は平成28年にはピーク時の2/3以下の20,984人までに減少し、本県も同様に202人まで減少しました。

しかし、本県の自殺の現状については、中高年の自殺が大きな割合を占めるとともに、若年層の自殺者数は横ばいの状況であり、依然として深刻な状態であると言わざるを得ません。また、県内において自殺死亡率の地域差が認めら

れており、地域の実情に応じた自殺対策に取り組むことが必要です。

【基本法及び大綱の改正】

基本法制定から10年目に当たる平成28年4月には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されるべきものと明記されました。

平成29年7月には、前述の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえて大綱の抜本的な見直しが行われ、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因を増やす」ことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものであることが示されました。

本県においても、これらの法改正や大綱の見直しなどの国の動向、第2期計画までの取組の成果などを踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に推進するため、第2期計画に続く5年間の総合的な自殺対策の計画を策定することとしました。

2 計画の性格

この計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等の様々な分野の機関や団体がそれぞれに役割を担い、連携して取り組んでいくための計画です。

そのため、本県の自殺対策の基本的方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策についての具体的な取組を整理・集約するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。